

令和3年度 Fukushima Tech Create 動画作成業務委託 企画提案仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「イノベ機構」という。）が発注を予定している「令和3年度 Fukushima Tech Create 動画作成業務委託」の企画提案募集及び委託する場合において適用される主要事項を示すものである。

なお、業務委託契約締結にあたっては、仕様についてイノベ機構と受託者が協議し決定するものとする。

2 委託名称

令和3年度 Fukushima Tech Create 動画作成業務委託

3 業務期間

契約締結日～令和4年3月18日（金）

4 目的

イノベ機構が実施している、イノベーション創出プラットフォーム事業「Fukushima Tech Create」（以下「FTC」という。）の事業概要及びFTCに採択された企業や個人等（以下「参加者」という。）からのインタビューを動画として作成し、YouTube等で効果的に配信する。FTCの事業内容や参加者による支援内容を踏まえた成果等を周知・PRすることで、次年度以降のFTCへの参加者の発掘等に繋がることを目的とする。

5 委託内容

本委託の内容は、以下のとおりとし、実施にあたっては、発注者と綿密な調整の上で進めるものとし、必要に応じて関係者との打合せを随時実施すること。

新型コロナウイルス感染症拡大の状況によっては、取材についてもオンラインで実施する可能性もあり、その場合は発注者と協議し内容等を決定することとする。

(1) 動画の企画、撮影・編集等

ア 動画の内容等

- ①FTCの事業内容の説明動画を作成すること。
- ②FTC参加者のインタビューや実証実験の様子等に関する動画の撮影を行うこと。
撮影の対象はFTC参加者の中から6者程度を予定。
- ③上記①、②を踏まえ、事業に興味や関心を引けるようまとめた企画を提案すること。

※撮影の対象者は、発注者と協議の上決定すること。

※インタビューの内容は、FTCに参加して得た成果や受けた支援内容等を想定。

イ 作成本数等

- ・4分30秒程度のものを1本作成する。

ウ 撮影地域等

- ・撮影の対象者については、FTC参加者のうち6者程度を予定しているが、撮影地域は首都圏3者、福島県内3者を予定。

エ 撮影、編集、作成等

- ①発注者及び撮影対象者等との連絡調整を行い、撮影を行うこと。
- ②撮影した動画にナレーション、効果音、音楽（BGM）、字幕（テロップ）、コンピューターグラフィック、発注者等から提供される素材等を適宜挿入し、編集・加工を行うこと。
- ③事前打合わせや撮影（編集）後の修正指示等の機会をそれぞれ複数回設けること。
※1回目（暫定版）の納品は、令和4年2月28日（月）までに行うものとし、修正等の指示を仰ぐものとする。
- ④パソコンのほか、スマートフォンやタブレット等でも画像・音声等が鮮明に視聴できるものとし、YouTube等に掲載できる形式とすること。

(2) 留意事項

- ①受託者は、各事業実施における主たる責任者を定め、発注者との緊密な連絡及び十分な打合せを行うこと。
- ②業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し遺漏のないようにすること。
- ③写真や映像等の掲載許諾等については、受託者において行うものとする。なお、掲載許諾についての証明は書面をもって行い、許諾書を受領するものとする。
- ④本業務に係る第三者との各種調整等は、原則として受託者が行うこと。

6 成果品

(1) 納入物

- ①業務報告書 1部
- ②業務報告書に掲載した画像の電子データ（CD-R等） 1部
- ③動画の電子媒体（MP4形式及びDVD5枚程度）
- ④本業務において作成した資料等（動画の概要版資料（各シーンの静止動画、掲載許諾等含む）
- ⑤その他発注者が受託者と合意の上、成果品として提出を求めるもの

(2) 納入場所

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構 事業創出支援課
(〒960-8043 福島市中町1番19号 中町ビル6階)

(3) 納入期日

令和4年3月18日（金）17時

7 留意事項等

(1) 事業実施における留意事項

- ①委託業務実施に当たっては、適宜、発注者と協議し進めること。
- ②本仕様書に定めのない事項、不明な点や変更点が発生したときは、発注者と協議の

上、決定するものとする。ただし、本仕様書に明示のない事項であっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

③本委託業務実施の際に問題、受託者の故意または過失など受託者の責により、事故等が発生した場合は、直ちに発注者に連絡するとともに、受託者の責任において解決を図ること。

④新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、オンラインで実施する可能性もあり、その場合は発注者と協議し代替内容を決定することとする。

(2) 成果品の帰属

成果品の所有権、著作権、利用権は、発注者に帰属するものとする。

(3) その他

ア 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏洩してはならない。契約終了後も同様である。

イ 本業務に係る書類の整備・保管については、次のとおりとする。

①本業務の書類については、他の業務と混同しないよう区分すること。

②本業務に係る関係書類（支出関係の証憑書類等）を整備し、本業務終了年度から5年間保管すること。

③本業務は、国の交付金を活用した事業のため、会計検査院の实地検査等の対象となり、その場合は発注者に協力すること。

ウ 本業務に関連し、受託者の故意又は過失など受託者の責により、発注者に損害が生じた場合は、受託者は発注者に対してその損害を賠償することとする。